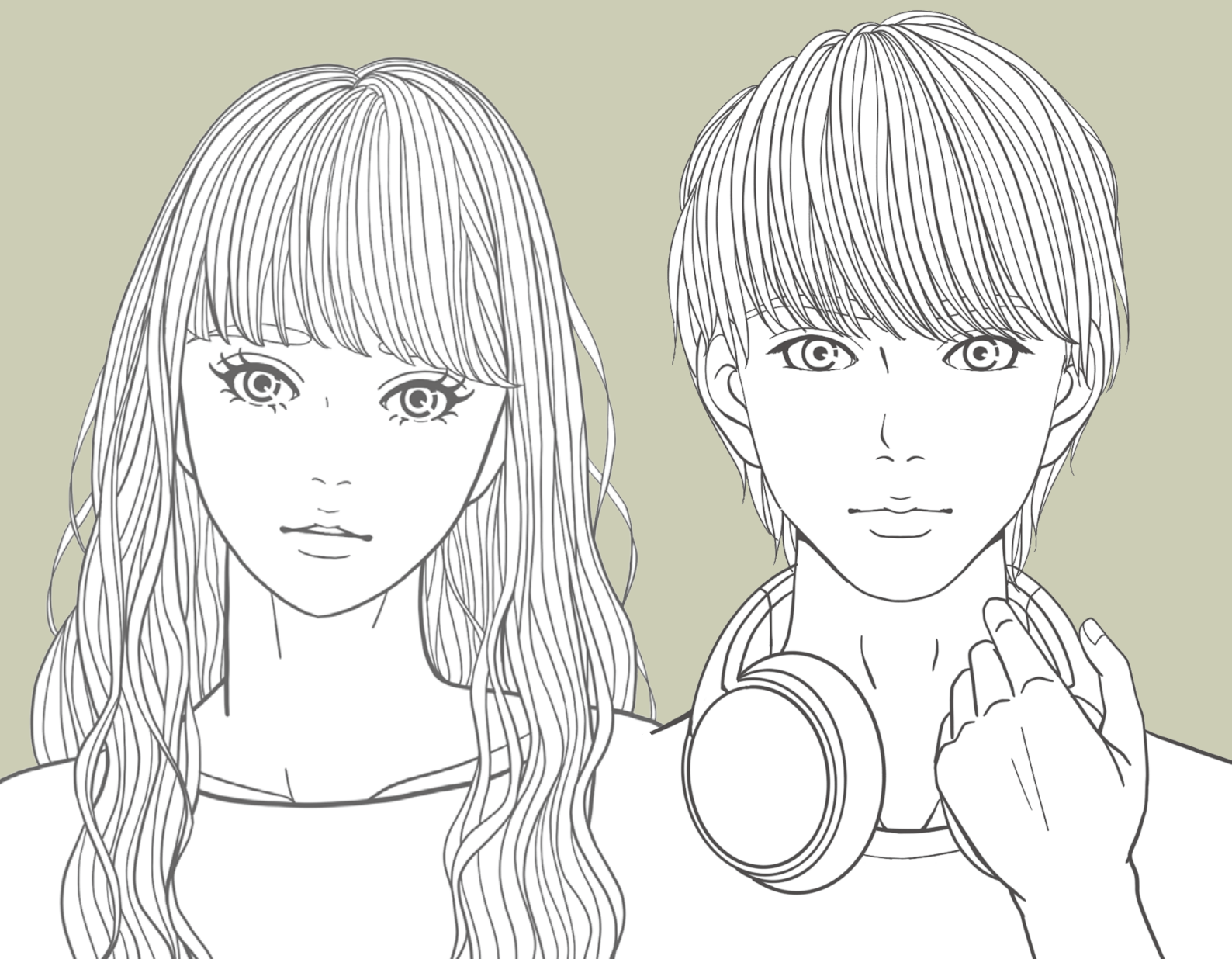


18歳は、もう大人。

親の同意がなくても、一人で契約ができます



できるようになること

親の同意がなくても

クレジットカードが持てる

一人暮らしの部屋を借りられる

ローンが組める

など

18歳になると

気をつけるべきこと

自分自身で契約の責任を負うことになります(※)

社会経験が少ない若者をターゲットにする悪質な業者もいます

※未成年者契約の取り消しは使えなくなります

若者に多い相談事例

副業トラブル (簡単に儲かるはずが...)

スマホで副業を探していたら「簡単に稼げる」という広告を見つけた。
マニュアルを2万円で購入した後、「高額な収入を得るには追加でサポート料が必要」と言われ、ローンを組んで50万円を支払ったが全然稼げず、借金だけが残った。

美容に関するトラブル (体験だけのつもりが...)

ネットで見つけた脱毛エステの体験コースを受けた。
体験後に「いつまでも通い放題」「永久保証」などと勧められ、断り切れずに25万円の脱毛エステの契約をしてしまった。

トラブルにあわないためのポイント！

■知らない人の急接近には要注意！

親しげな態度やSNSのやり取りだけで相手を信用してはダメ。

■断る時はきっぱりと

あいまいな返事は相手の思うツボ。

断る時は「いません」「お断りします」ときちんと伝える。

■すぐに契約しない！

その場では契約しないで、契約内容や支払総額をしっかりと確認する。
自分にとって本当に必要なものかよく考え、家族などにも相談する。

■困ったら、すぐに相談

トラブルに巻き込まれたり、困ったときは、お金を支払う前に、すぐに、家族や消費生活センターに相談する。

高槻市立消費生活センター (高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻2階)

072-682-0999 (または、消費者ホットライン「188」)

<相談時間> 月～金(年末年始・祝日除く) 9:00～12:00 13:00～17:00

詳しくはホームページへ

